

福岡県公報

平成17年11月14日
第2461号

目次

告示(第2156号-第2178号)

○沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務の廃止	(水産振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	4
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(緑化推進課)	4
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(緑化推進課)	6
○休猟区の指定	(緑化推進課)	6
○猟銃禁止区域の指定	(緑化推進課)	7
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画	(農地計画課)	10
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農地計画課)	10
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農地計画課)	11
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	11
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	11
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	12

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	12

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(地方課)	13
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	13
○政治団体の解散届	(地方課)	14
○資金管理団体の指定届	(地方課)	14
○資金管理団体の異動の届出	(地方課)	15
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課)	15

告示

福岡県告示第2156号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき柳川漁業協同組合に委託していた福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年1月福岡県告示第111号)による沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務は、平成17年11月1日をもって廃止したので告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2157号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字土師2531の4、2569、2572の5、2572の6
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2158号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡朝倉町大字山田字中原695の3・721の1（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2159号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市高良内町字菅1829の2、1833、字牟田1863の1、1863の3、1863の4、1863の6、1865、字梅ヶ倉1870の1、1872、1874、1876から1878まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ヶ倉1870の1、1872、1874、1876から1878まで、字牟田1863の1、1863の3、1863の4、1863の6、1865

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2160号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡勝山町大字浦河内字鳶山1033から1035まで、1040

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月17日農林水産省告示第1884号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年9月25日福岡県告示第1421号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2163号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年7月18日農林水産省告示第937号（1、4及び5に係るものに限る）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	観世音寺二日市線	前	筑紫野市二日市北二丁目580番4先から 同市二日市北二丁目583番4先まで	19.0 ～ 23.8	19.5
			後	同上	19.0 ～ 22.8	

福岡県告示第2165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	幸 袋 森 線	前	飯塚市新飯塚926番5先から 同市新飯塚1937番1先まで	20.0 ～ 37.5	155.0
			後	同上	20.0 ～ 38.5	
飯 塚	県 道	北九州小竹線	前	嘉穂郡颯田町大字口原921番1先から 同郡同町大字口原849番先まで	8.2 ～ 20.3	234.6
			後	同上	10.0 ～ 20.3	

福岡県告示第2166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
行橋市御清水土地改良区	17・11・2

福岡県告示第2167号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規

定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 須恵鳥獣保護区

(1) 区域

糟屋郡須恵町のうち、県道須恵志免線と町道上須恵平原線との交点を起点とし、同町道を北へ進み町道松ヶ音大谷線に接続し、同町道を北東へ進み町道内原大谷線に接続し、同町道を北東へ進み糟屋郡篠栗町と須恵町との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み岳城山を経て、須恵町、篠栗町及び嘉穂郡筑穂町の境界線分岐点に至り、須恵町と筑穂町との境界線を南東へ進み主要地方道飯塚大野城線に接続し、同主要地方道を南西へ進み県道須恵志免線に接続し、同県道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、須恵町の北東部に位置し、須恵町と篠栗町に跨る若杉山の豊かな自然の中で、希少種であるサンショウクイやブッポウソウなどを初めとした多くの鳥獣が生息している。また、太宰府県立自然公園内でもあることや、都市部近郊で自然とのふれあいを求めた入山者も多いため、当該地域を鳥獣の良好な生息地として確保することが重要である。

したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

2 求菩提山鳥獣保護区

(1) 区域

豊前市及び築上郡築城町のうち、築城町と京都郡犀川町との境界線と主要地方道犀川豊前線との交点を起点とし、同主要地方道を北東へ進み同主要地方道と国有林野境界線との接続点に至り、同境界線を東方へ進み築城町と豊前市との境界線を経て経読林道に接続し、同林道を南西へ進み国有林遠賀川森林計画区1128林班と同1130林班との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み豊前市と大分県中津市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み築城町、犀川町及び中津市との境界線分岐点に至り、築城町と犀川町との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに求菩提山の琴比羅神社を起点とし、千日行回峯道を東側へ進み安浄寺跡から石段を北東へ下り石段の最下段で千日行回峯道に接続し、千日行回峯道を東側へ進み氷室跡に至り、千日行回峯道の分岐点を北側へ進み水場「比丘尼の水」から千日行回峯道を南西へ進み築城町と豊前市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み九州自然歩道に接続し、同自然歩道の築城町側を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、豊前市及び築城町の大分県との県境に位置し、耶馬日田英彦山国定公園内にあり、犬ヶ岳並びに求菩提山の豊かな自然の中でコノハズク、ブッポウソウなどの希少種を初めとして多くの種類の鳥獣が生息及び繁殖している。

したがって、当該地域を鳥獣の良好な生息地として確保することが重要であるため、県指定の鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

3 烏帽子島鳥獣保護区

(1) 区域

糸島郡志摩町烏帽子島全域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、糸島郡志摩町の糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置する面積約8,500㎡、海拔42mの小さな岩礁であり、県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されるとともに天然記念物でもあるカンムリウミスズメの貴重な繁殖地である。

したがって、当該希少種等鳥類の生息環境の保全を図るため、県指定の鳥獣保護区に指定するものである。

福岡県告示第2168号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区

1 区域

糸島郡志摩町鳥帽子島全域

2 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

3 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、糸島郡志摩町の糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置する面積約8,500㎡、海拔42mの小さな岩礁であり、県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されるとともに天然記念物でもあるカンムリウミスズメの貴重な繁殖地である。

したがって、当該希少種等鳥類の生息環境の保全を図るため、県指定の鳥獣保護区特別保護地区に指定するものである。

福岡県告示第2169号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のように休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 安徳岩戸休猟区

(1) 区域

筑紫郡那珂川町のうち、主要地方道福岡早良大野城線と那珂川町と福岡市早良区との境界線との交点を起点とし、同境界線を北西へ進み那珂川町、福岡市早良区及び福岡市南区との境界線分岐点に至り、那珂川町と福岡市南区との境界線を北東へ進み県道後野福岡線に接続し、同県道を南東へ進み国道385号に接続し、同国道を北へ進み県道片縄下白水線に接続し、同県道を北東へ進み那珂川町と春日市との境界線に接続し、同境界線を南へ進み主要地方道福岡早良大野城線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道山田中原福岡線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道福岡早良大野城線に接続し、同主要地方道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成20年11月14日まで

2 田尻・太郎丸休猟区

(1) 区域

福岡市のうち、市道田尻2089号線と主要地方道福岡志摩線との交点を起点とし、

同主要地方道を西へ進み県道桜井太郎丸線に接続し、同県道を北西へ進み市道渦元浜9208号線に接続し、同市道を北東へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を南東へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を東へ進み市道田尻2053号線に接続し、同市道を北へ進み瑞梅寺河口堤防に接続し、同堤防を北東へ進み市道田尻2039号線から延ばした延長線との交点に至り、同延長線を南東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2028号線に接続し、同市道を南西へ進み市道田尻2036号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2035号線に接続し、同市道を南西へ進み今出第2池の北西端との交点に至り、今出第2池の北岸を北東端まで進み市道田尻2033号線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2089号線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成20年11月14日まで

3 飯塚西部休猟区

(1) 区域

飯塚市のうち、飯塚市と鞍手郡宮田町との境界線と主要地方道飯塚福岡線との交点を起点とし、同主要地方道を南へ進み市道梅川笠城線に接続し、同市道を南へ進み笠城ダム公園東側園路に接続し、同園路を南へ進み市道庄司小河内線に接続し、同市道を東へ進み市道中角日掛線に接続し、同市道を南へ進み市道相田庄司線に接続し、同市道を南へ進み市道伊岐須大山線に接続し、同市道を南へ進み国道201号に接続し、同国道を西へ進み県道八木山若宮線に接続し、同県道を北へ進み郡界橋で飯塚市と鞍手郡若宮町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み飯塚市、宮田町及び若宮町との境界線分岐点に至り、飯塚市と宮田町との境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成20年11月14日まで

4 八女・広川休猟区

(1) 区域

八女市と八女郡広川町のうち、主要地方道久留米立花線と主要地方道三潞上陽線との交点を起点とし、主要地方道三潞上陽線を東へ進み八女市と八女郡上陽町との境界線に接続し、同境界線を南へ進み主要地方道八女香春線に接続し、同主要地方道を南西へ進み国道442号に接続し、同国道を西へ進み主要地方道久留米立花線に接続し、同主要地方道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成20年11月14日まで

5 立花南部休猟区

(1) 区域

八女郡立花町のうち、大規模広域農道王子塚御牧線と国道3号との交点を起点とし、同国道を南へ進み立花町と熊本県山鹿市との境界線に接続し、同境界線を南へ進み立花町、山鹿市及び熊本県玉名郡三加和町との境界線分岐点に至り、立花町と三加和町との境界線を西へ進み主要地方道玉名八女線に接続し、同主要地方道を北へ進み大規模広域農道王子塚御牧線に接続し、同広域農道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成20年11月14日まで

福岡県告示第2170号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように銃猟禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 渡半島銃猟禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、市道恋の浦京泊線と市道内海線との交点を起点とし、市道内海線を南へ進み市道田の浦線に接続し、同市道を南へ進み県道渡津屋崎線に接続し、同県道を南東へ進み津屋崎橋に至り、同橋から干潮時海岸線を南西へ進み市道恋の浦京泊線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

2 金の原銃猟禁止区域

(1) 区域

田川郡添田町のうち、添田町と田川郡川崎町との境界線と県道川崎添田線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み町道庄久井田線に接続し、同町道を南へ進み県道添田小石原線に接続し、同県道を南西へ進み県道猪国豊前柘田停車場線に接続し、同県道を西へ進み添田町と川崎町との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

3 室見川流域銃猟禁止区域

(1) 区域

福岡市のうち、福岡市早良区の市道鳥飼藤崎線と市道西新荒江線との交点を起点とし、市道西新荒江線を南へ進み国道263号に接続し、同国道を南へ進み県道入部中原停車場線に接続し、同県道を南東へ進み県道福岡早良大野城線に接続し、同県道を西へ進み国道263号に接続し、同国道を北へ進み県道内野次郎丸弥生線に接続し、同県道を北へ進み県道飯場金武線に接続し、同県道を西へ進み市道金武1492号線に接続し、同市道を北へ進み県道大野城二丈線に接続し、同県道を西へ進み県道都地姪浜線に接続し、同県道を北へ進み市道野方金武線に接続し、同市道を北へ進み県道周船寺有田線に接続し、同県道を西へ進み市道姪の浜野方線に接続し、同市道を北へ進みJR筑肥線に接続し、同筑肥線を東へ進み地下姪浜駅に至り、同駅を始点とする地下鉄福岡空港線を東へ進み市道鳥飼姪浜線に接続し、同市道を東へ

進み市道鳥飼藤崎線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

4 太宰府南部銃猟禁止区域

(1) 区域

太宰府市と筑紫野市のうち、国道3号（福岡南バイパス）と市道高雄中央通線との交点を起点とし、同市道を北東へ進み市道溝尻高雄線に接続し、同市道を北西へ進み市道湯の谷20号線に接続し、同市道を北へ進み市道湯の谷19号線に接続し、同市道を北西へ進み市道湯の谷16号線に接続し、同市道を東へ進み市道湯の谷10号線に接続し、同市道を北へ進み県道筑紫野太宰府線に接続し、同県道を南東へ進み筑紫野市道小山川・栗田線に接続し、同市道を南東へ進み県道筑紫野筑穂線に接続し、同県道を南へ進み国道3号（福岡南バイパス）に接続し、同国道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

5 雨水銃猟禁止区域

(1) 区域

福岡市と糟屋郡粕屋町のうち、福岡市東区のJR山陽新幹線と国道201号（福岡都市高速4号線）との交点を起点とし、同新幹線を北東へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を東へ進み市道蒲田小柳線に接続し、同市道を南へ進み町道蒲田長者原線（粕屋大橋）に接続し、同町道を南西へ進み国道201号（福岡都市高速4号線）に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

6 岡垣東部銃猟禁止区域

(1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、県道岡垣宗像線と町道吉木海老津線との交点を起点とし、同町道を北西へ進み町道元松原源十郎線に接続し、同町道を北へ進み国道495号に接続し、同国道を東へ進み県道黒山広渡線に接続し、同県道を東へ進み矢矧川との交点に至り、同川の左岸を北へ進み町道西黒山糠塚線に接続し、同町道を東へ進み岡垣町と遠賀郡芦屋町との境界線に接続し、同境界線を南へ進み岡垣町、芦屋町及び遠賀郡遠賀町との境界線分岐点に至り、岡垣町と遠賀町との境界線を南へ進み国道3号に接続し、同国道を西へ進み町道山田峠鍋田線に接続し、同町道を西へ進み県道岡垣宗像線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

7 香月銃猟禁止区域

(1) 区域

北九州市八幡西区のうち、国道211号と市道香月12号線との交点を起点とし、同市道を西へ進み北九州高速4号線を横断し国道200号に接続し、同国道を北東へ進み市道大平35号線に接続し、同市道を北へ進み国道200号を横断し市道大平32号線に接続し、同市道を南東へ進み市道船越28号線に接続し、同市道を東及び南へ進みさらに同市道の延長を南へ直線で進み北九州高速4号線を横断し、北九州都市高速小峰出入口道路（国道211号小峰方面）に接続し、同道路を東へ進み国道211号に接続し、同国道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

8 背振少年自然の家銃猟禁止区域

(1) 区域

福岡市早良区の背振少年自然の家敷地内のうち、管理道及び遊歩道等（各道の名称は背振少年自然の家の定めるところによる）によって囲まれた区域（背振少年自然の家敷地内のうち、案内所前出入口門を起点とし、本館南側の管理道を南西へ進

み遊歩道3（野鳥の森ルート）に接続し、同遊歩道を北東へ進み遊歩道2（せせらぎの森ルート）に接続し、同遊歩道を北へ進み第一キャンプ場の北西を流れる沢に接続し、同沢を北東へ進み遊歩道1（探検の森ルート）に接続し、同遊歩道を北東へ進み本館北側の管理道に接続し、同管理道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域）

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

9 新原東銃猟禁止区域

(1) 区域

古賀市のうち、主要地方道筑紫野古賀線と県道町川原赤間線との交点を起点とし、同県道を北東へ進み市道栗原水上線に接続し、同市道を東へ進み九州自動車道に接続し、同自動車道を南西へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から

平成27年11月14日まで

10 金田ふれあいスポーツ公園銃猟禁止区域

(1) 区域

田川郡金田町のうち、県道糸田金田赤池線と町道福吉赤池線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み町道竹本福吉線に接続し、同町道を南東へ進み町道田ノ口竹本線に接続し、同町道を南東へ進み町道町民ランド取付線に接続し、同町道を東へ進み町道四ツ高住宅団地線に接続し、同町道を南西へ進み町道町民ランド線に接続し、同町道を南西へ進み県道糸田金田赤池線に接続し、同県道を南東へ進み金田町銃猟禁止区域境界線に接続し、同境界線を西へ進み嘉穂郡潁田町と金田町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み潁田町、金田町及び田川郡赤池町との境界線分岐点から200メートル手前の地点から直線で東へ進み県道糸田金田赤池線に接続し、同県道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

11 求菩提山銃猟禁止区域

(1) 区域

豊前市及び築上郡築城町のうち、築城町と豊前市との境界線と主要地方道犀川豊前線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み市道求菩提3号線に接続し、同市道を南西へ進み市道求菩提2号線に接続し、同市道を南西へ進み国有林野境界線に接続し、同境界線を西方へ進み豊前市と築上郡築城町との境界線上の九州自然歩道に接続し、同自然歩道を北東へ進み求菩提山の千日行回峯道に接続し、千日行回峯道を北東へ進み氷室跡の分岐点を北へ進み安浄寺跡へつながる石段の最下段に接続し、同石段を南西へ上り安浄寺跡で千日行回峯道に接続し、千日行回峯道を西へ進み琴比羅神社で豊前市と築上郡築城町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

12 九州大学元岡キャンパス銃猟禁止区域

(1) 区域

福岡市、前原市及び糸島郡志摩町のうち、福岡市市道元岡元浜線と県道福岡志摩線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み福岡市と前原市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み九州大学敷地境界に至り、同敷地境界を北西へ進み県道桜井太郎丸線に接続し、同県道を東へ進み福岡市市道大原元岡線に接続し、同市道を北東へ進み福岡市市道桑原水崎線に接続し、同市道を南へ進み福岡市市道桑原2751号線に接続し、同市道を南東へ進み福岡市市道桑原2746号線に接続し、同市道を南東へ進み福岡市市道桑原2747号線に接続し、同市道を南西へ進み福岡市市道桑原水崎線に接続し、同市道を北西へ進み福岡市市道渦大阪線に接続し、同市道を南西へ進み福岡市市道元岡元浜線に接続し、同市道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成17年11月15日から
平成27年11月14日まで

福岡県告示第2171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成17年11月2日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
貝ノ峯土地改良事業共同施行	換地計画書の写し (嘉穂町貝ノ峯地区)	平成17年11月14日から 平成17年12月13日まで	嘉穂町役場

福岡県告示第2172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成17年11月2日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮田町鶴田土地改良区	換地計画書の写し (宮田町鶴田地区3-2工区換地区)	平成17年11月14日から 平成17年12月13日まで	宮田町役場

福岡県告示第2173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成17年11月2日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮田町鶴田土地改良区	換地計画書の写し (宮田町鶴田地区3-1工区換地区)	平成17年11月14日から 平成17年12月13日まで	宮田町役場

福岡県告示第2174号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	野口 純也
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	溝手 博義
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	末安 禎子
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	溝口 祐輔
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	平井 祐治

筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	植田 聡
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	友田 弘道
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	田中 征治
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	東南 辰幸
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	吾妻 佐奈江
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	植田 知宏
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	森 龍祐
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	野口 幸志
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	坂下 直
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	権藤 久次郎
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	花田 雄樹
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	河野 靖生
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	宮脇 奈央
筑後市蔵数642-7	つつみ脳神経外科クリニック	堤 健二
筑後市大字蔵数1055-1	やまなクリニック	山名 一有
筑後市大字西牟田6383-6	松園医院	松園 健二
甘木市大字来春422	甘木朝倉医師会立朝倉病院	馬場 真二
甘木市大字来春422	甘木朝倉医師会立朝倉病院	的野 敬子
甘木市大字来春422	甘木朝倉医師会立朝倉病院	町田 英一郎
三池郡高田町濃施394	医療法人弘恵会ヨコクラ病院	二又 誠義

福岡県告示第2175号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2176号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字餅打3551の2、3551の4、3595の1、字柵3619の66、3619の74、3619の75、字後川内3704、3705の1、3705の4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大野孝子後援会	尾 松 實	大 野 喜 一	鞍手郡宮田町長井鶴666-2	平成17年9月16日
柴田政彦後援会	柴 田 政 彦	下 田 美 香	鞍手郡宮田町大字長井鶴400-5	平成17年9月26日
中口朗後援会	中 口 朗	郡 良 香	鞍手郡宮田町大字磯光1776大塚アパート202	平成17年9月28日
松本みねお後援会	小 笹 勝 利	首 藤 幹 雄	前原市前原東1丁目7-8 アステルビル101、102	平成17年9月20日
やの繁敏後援会	矢 野 繁 敏	矢 野 美 津 子	遠賀郡水巻町猪熊4丁目4-20	平成17年9月21日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
民主党福岡県第11区総支部	主たる事務所の所在地	京都郡荻田町新津2丁目1-3メンバーズタウン荻田B206	行橋市行事4丁目1-1	平成17年9月15日	平成17年9月15日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
麻 生 渡 後 援 会	代 表 者	鎌 田 迪 貞	川 合 辰 雄	平成17年9月1日	平成17年9月1日
河 野 正 雄 後 援 会	主たる事務所の所在地	前原市大字荻浦475-1	前原市前原中央2丁目2-22	平成17年9月12日	平成17年9月12日
	代 表 者	松 下 充	河 野 正 雄		
泰 志 会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名2丁目10-1 シャンポール大名A-103	福岡市博多区上呉服町9-7	平成17年9月20日	平成17年9月20日
富 永 たいすけ 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名2丁目10-1 シャンポール大名A-103	福岡市博多区上呉服町9-7	平成17年9月20日	平成17年9月20日
松 本 みねお 後 援 会	代 表 者	松 本 嶺 男	小 笹 勝 利	平成17年9月26日	平成17年9月26日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井 上 安 彦 後 援 会	平成17年9月10日	平成17年9月16日
大 島 忠 義 後 援 会	平成17年9月1日	平成17年9月22日

大 島 忠 義 友 の 会	平成17年9月1日	平成17年9月22日
(平成17年法17条2項適用団体) 中 口 朗 後 援 会	平成17年9月25日	平成17年9月28日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
北 畠 猛	前 原 市 長	市民派・北ばたけ猛後援会	前原市前原中央2丁目3-5盛永ビル1階	北 畠 猛	平成17年8月31日	平成17年9月1日
中 口 朗	宮 田 町 議 会 議 員	中 口 朗 後 援 会	鞍手郡宮田町大字磯光1776大塚アパート202	中 口 朗	平成17年9月26日	平成17年9月28日
松 本 嶺 男	前 原 市 長	松 本 み ね お 後 援 会	前原市前原東1丁目7-8アステルビル101、102	松 本 嶺 男	平成17年9月26日	平成17年9月26日
矢 野 繁 敏	水 巻 町 長	や の 繁 敏 後 援 会	遠賀郡水巻町猪熊4丁目4-20	矢 野 繁 敏	平成17年9月19日	平成17年9月21日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
富 永 泰 輔	衆 議 院 議 員	泰 志 会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名2丁目10-1 1 シャンポール大名A-103	福岡市博多区上呉服町9-7	平成17年9月20日	平成17年9月20日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

告示する。

平成17年11月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年9月1日～9月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
大 島 忠 義	中 間 市 長	大 島 忠 義 友 の 会	大 島 忠 義	平成17年9月1日	平成17年9月22日
河 野 正 雄	前 原 市 長	河 野 正 雄 後 援 会	河 野 正 雄	平成17年9月11日	平成17年9月12日

(2団体)